

第1章 総論

第1節 計画の策定

1 計画策定の趣旨

本県では、県民が健康の保持増進から疾病の予防、診断・治療、リハビリテーションに至る質の高い保健医療サービスを受けられるよう、地域を基盤とするシステム化された包括的、継続的、合理的な保健医療供給体制の確立を目指して、昭和62年に「鹿児島県保健医療計画」を策定しました。

その後も、平成4年、平成9年、平成14年、平成20年、平成25年に見直しを行い^{*1}、県民がいつでも、どこでも、適切な保健医療サービスを受けることができるよう保健医療供給体制の整備・充実に努めてきました。

近年、少子高齢化の一層の進行や、不適切な食生活や運動不足などに起因する生活習慣病、心の病に悩む人々の増加等により、県民の保健医療へのニーズも多様化・高度化しています。

また、東日本大震災や熊本地震のように大規模な自然災害発生時の医療や産科・小児科などの医療の確保とともに、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる平成37（2025）年の高齢者像、高齢社会像を踏まえた地域包括ケアシステムの整備充実等も求められています。

国においては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、平成26年に「地域における医療と介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）を制定し、本県では、これを受けて、病床の機能の分化及び連携並びに在宅医療を推進し、将来の医療需要に対応した適切な医療提供体制の構築を図るため、平成28年11月に「鹿児島県地域医療構想」を保健医療計画の一部として定めたところです。

このような状況を踏まえ、県では、平成25年に策定した鹿児島県保健医療計画を見直し、平成30年度を初年度とする「鹿児島県保健医療計画」（以下「県保健医療計画」という。）を策定しました。

*1 このほか、平成17年9月に市町村合併に伴う市町村名の変更、二次保健医療圏及び基準病床数等の変更を行っている。

2 基本理念

県民が健康で長生きでき、
安心して医療を受けられる、みんなが元気な鹿児島
《早世の減少・健康寿命の延伸・QOLの向上》

早世の減少、健康寿命の延伸、QOL^{*1}の向上を目標に、県民が健康で長生きでき、安心して医療を受けられ、みんなが元気な鹿児島を目指します。

3 計画の位置づけ

- 県保健医療計画は、医療法（昭和23年法律第205号。）第30条の4の規定に基づく計画として、本県の保健医療提供体制の確立を目指す基本的方策を明らかにするとともに、本県の保健医療行政の計画的・総合的な運営の基本となるものです。
- 市町村に対しては、保健医療行政の計画的な運営を図るための指針となり、保健医療関係機関・団体に対しては、本計画の示す方向や対策について理解と協力を得るとともに、その活動の指針となることを期待するものです。
- 国に対しては、本計画の示す方向や対策について必要な事業の推進と措置を要請するものです。
- 県民に対しては、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するよう、本計画の示す方向や対策についての理解を深め、医療提供施設の機能に応じ、医療を適切に受けるよう期待するものです。
- 本計画は、本県の保健・医療・福祉に関する個別計画と整合性を図りながら連携・役割分担し、推進していきます。

4 計画の期間

- 県保健医療計画の期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間とします。
ただし、医療法第30条の6第1項の規定に基づき、居宅等における医療の確保に関する事項等については、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は計画の見直しを行います。
- 社会情勢の変化や保健医療の動向により、必要があると認めるときは、計画の見直しを行うこととします。
- 令和3年度の間見直しに当たっては、国の医療計画作成指針の改訂（令和2年4月13日付け厚生労働省医政局長通知）等を踏まえ、下記の観点から必要な見直しを行いました。

*1 QOL：生活の質。詳細は、第1章第3節「地域診断」参照。

- ・ 5 疾病 5 事業及び在宅医療については、現行計画に基づく取組の評価を行い、その結果を踏まえて、数値目標や施策の方向性を見直しを行いました。
 - ・ 地域診断として、人口構造、死亡原因、疾病別の受療状況等、本県の保健・医療に係る地域的課題について分析を行うほか、他計画との整合を図る観点や、現行計画策定時からの状況変化を踏まえ、数値目標や施策の方向性などを見直しを行いました。
- なお、国においては、令和3年5月の医療法改正に伴い、令和6年度を初年度とする第8次（次期）医療計画から、「新興感染症等の感染拡大時における医療」を記載事項として追加することとされましたが、本県においては、今回の第7次保健医療計画の中間見直しにおいて、現段階における課題、対応等を第8章第1節に新たに記載しました。